

前回のご指摘事項について

1. 固定資産税について
2. 中長期的な洋上風力発電の導入拡大について

2019年1月30日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 固定資産税について

- 一般海域においては、自治体間の境界が明確でない場合が多く、固定資産税の課税主体が不明である場合が想定されるが、これに対する基本的な考え方として以下のとおり。

【基本的な考え方】

- 再エネ海域利用法の運用にあたっては、**区域指定の調整段階等、早い段階から、関係自治体に確定手続きを促していく。**

<固定資産税について>

- ・地方税法に基づき、**当該固定資産の所在市町村が課税。**
- ・市町村の境界（公有水面含む）に関する手続等については、地方自治法に規定されている。なお、市町村の地先の水域等は、その区域に含まれるものとして取り扱うことが適当とされている。（出典：逐条地方自治法第9次改訂版 松本英昭著）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

第二節 固定資産税

第一款 通則

（固定資産税に関する用語の意義）

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。

二・三 （略）

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

五～十四 （略）

（固定資産税の課税客体等）

第三百四十二条 **固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。**

2・3 （略）

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2～9 （略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

2 （略）

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～5 （略）

6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7・8 （略）

（中略）

第九条 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、これを第二百五十一条の二の規定による調停に付することができる。

2 前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができる。

3 （略）

4 第一項又は第二項の申請については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

5～11 （略）

第九条の二 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

2 （略）

3 第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

4～6 （略）

第九条の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七条第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七条第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て総務大臣がこれを定める。

3 公有水面のみに係る市町村の境界に関し争論があるときは、第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一条の二の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができる。

4 （略）

5 第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 （略）

2. 中長期的な洋上風力発電の導入拡大について

- 中長期的な洋上風力発電の導入拡大についての基本的な考え方は、以下のとおり。

<基本的な考え方>

(再エネ海域利用法の運用に当たっての原則)

- 我が国の洋上風力発電が、長期的、安定的かつ効率的に運営されるためには、コスト低減や故障・災害時等の迅速な機能回復に資するサプライチェーンが構築される必要があり、事業者の予見可能性を確保することを通じて民間投資が促進されることが重要である。
- このため、我が国における洋上風力産業の健全な発展に向けた計画的・継続的な洋上風力発電の促進を、再エネ海域利用法の基準や手続き等に関する具体的・技術的な内容を検討するに当たっての、基本的な原則に据えることとしたところ。

(エネルギーミックスと再エネ海域利用法KPIの位置付け)

- 再エネ海域利用法では、
 - ✓ エネルギーミックスにおける2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率22～24%、このうち風力発電全体の導入量1,000万kWの実現に貢献するものとして、
 - ✓ 地域関係者のご理解を前提に、2030年度までに運転が開始されている区域を5区域とすることをKPI（※）として、促進区域を指定し、公募による事業者選定を行い、長期の占用を許可することとしている。
※KPI・・・Key Performance Indicator（重要業績評価指標）
- なお、エネルギーミックス（再エネ比率22～24%、うち風力発電1,000万kW）や再エネ海域利用法のKPI（5区域）は、キャップ（上限）ではない。国民負担や系統制約といった再エネ導入拡大に当たっての課題を克服し、地域関係者のご理解があれば、これを超えて促進区域を指定し、公募による事業者選定を経て、長期占用許可を行うことは可能である。

(今後の展望)

- 当面は、エネルギーミックスやKPIの実現を念頭に、国民負担を抑制しつつ、地域関係者のご理解を前提とした最大限の導入に、継続的に取り組んでいく。
- そのうえで、中長期的には、欧州並みのコスト低減の実現を含め、国際水準の長期的、安定的かつ効率的な事業運営を確保することを前提として、促進区域の指定等のために足下で実施する国による調査の結果も活用しながら、将来的な系統増強の在り方に関する検討内容とも整合を図りつつ、計画的な洋上風力発電の促進の在り方についても検討していく。